

ポスター掲示場に掲示する ポスターの品位保持等に関する 義務が新設されました

- ポスター掲示場に掲示するポスターには、**その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載**しなければなりません。
- ポスター掲示場に掲示される**ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはいけません。**

※品位を損なう内容

他人や他の政党や政治団体の名誉を傷つける、善良な風俗を害する、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする 等

- ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処せられます。



候補者氏名を見やすく記載する必要があります。

他人や他党等の名誉を傷つける・善良な風俗を害する記載をしてはいけません。

商品の広告その他営業に関する宣伝をしてはいけません。

選挙の適正な実施が確保されるよう、ご協力をお願いいたします。

東京都選挙管理委員会

公職選挙法の一部を改正する法律 (令和7年4月2日公布 令和7年法律第19号)

1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。
- (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。
(第144条の4の2関係)

2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処する。
(第235条の3第2項関係)

3 施行期日等

- (1) この法律は、令和7年5月2日から施行
- (2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課
☎ 03-5000-7259

